

# 土地区画整理審議会委員選挙について

土地区画整理審議会委員選挙は、事業を進めるための重要なことから審議するために土地所有権、借地権をお持ちの方々から立候補していただき、委員を選出いたします。

## 1. 審議会について

- (1) 審議会は、15人の委員によって構成されています。
- (2) 審議会は、土地区画整理法で規定されている事項などについて審議する機関です。

## 2. 委員について

委員の任期は5年です。15人の委員のうち、土地所有者、借地権者からそれぞれ選出される委員が12人、市長が事業について学識経験を有する者から選任する委員が3人です。

## 3. 委員の選挙について

審議会委員選挙は、別紙の選挙日程表に基づき実施します。ただし、立候補者の届出期間内に立候補者の数が選挙する委員の数を超えないときは投票を行いません。

- (1) 選挙権は、土地所有者に1箇、借地権者に1箇で両方に該当される方は、各1箇の選挙権を有します。

共有で所有権又は借地権をお持ちの方は、共有者のうちから1人を選出していただき、選任された方が選挙権を1箇有します。この場合、※1 代表選任通知書を提出しなければ投票することはできません。

選挙人が法人であるときは、法人の指定する者が投票を行うこととなります。この場合、※2 投票者指定証明書を提出しなければ投票することはできません。

なお、上記の代表選任通知書及び法人の投票者指定証明書は、別途通知する「選挙執行通知」がお手元に届いてからで結構です。

※1：代表選任通知書は、代表者1人を選任し、共有者全員の氏名・住所及び実印を押印し、印鑑証明書を添付して提出していただきます。

※2：投票者指定証明書は、指定を受けた者の氏名・住所・法人との関係及び実印を押印し、資格証明書と印鑑証明書を添付して提出していただきます。なお法人の代表者が投票する場合も必要となります。

※上記の代表選任通知書、投票者指定証明書は選挙当日でも受け付けます。

(2) 委員になられる方(被選挙権)の条件は、土地所有者(法人でもよい)及び借地権者(借地権の申告をしている方及び法人でよい)で立候補されるか、又は、他の選挙人から立候補を推せんされることが必要です。

ただし、次に該当される方は委員になれません。

ア. 未成年者

イ. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

なお、立候補する場合、所有権と借地権の両方を兼ねることはできません。

#### 4. 借地権について

借地権のある方とは、土地を賃借して居住されている方と、建物を建てるために土地を賃借されている方で、農地を借りて耕作されている方は含まれません。

既に借地権に変動があった場合、または新たに生じた借地権がある場合は、「選挙人名簿作成基準日」前の10月27日(月)までに施行者へ借地権申告書の提出をお願いします。

#### 5. 権利変動届について

土地所有権や借地権を変更された方で、「権利変動届」を提出されていない場合、「権利変動届」に実印を押印し、印鑑登録証明書を添付して「選挙人名簿作成基準日」前の10月27日(月)までに提出をお願いします。また、権利が複数にわたる場合には、「代表選任通知書」の提出もお願いします。

なお、相続による権利変動の場合は併せて※3 相続を証するのに必要な書類と全相続人が実印を押印し、印鑑登録証明書の添付が必要となります。

※3：相続を証するのに必要な書類は、一般的に次のようなものがあります。

(1)法定相続情報一覧図の写し

(2)被相続人及び相続人全員の除籍謄本、戸籍謄本、原戸籍謄本

(3)遺言、遺産分割協議書

(4)その他係員の指示により、相続放棄申述受理証明書、相続分不在証明書、住民票抄本、戸籍の附票など

※ご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

川口市 都市整備部 里土地区画整理事務所

〒334-0005

川口市大字里331番地

電話 048(286)2888